

学校において予防すべき感染症

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第19条に定められています。

第1種～第3種の感染症にかかった場合には、一定期間の「出席停止措置」をとります。

なお、感染した場合の報告は、[すぐーる] またはお電話 0182-32-3020 でお願ひします。病院の診断書など、文書料がかかるものの提出は不要です。

第1種感染症・・・治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスによるものに限る）、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）

第2種感染症・・・出席停止期間は、下表参照

インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（3日はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、**新型コロナウイルス感染症**、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ※インフルエンザは「疑い」で受診した場合も出席停止扱い。

第3種感染症・・・症状に応じて出席停止の必要性を医師が判断し、医師の許可が出るまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症

※ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎や溶連菌感染症は「その他の感染症」に該当。

医師が必要と判断した場合には「出席停止」とする。

病名	主症状	感染経路	潜伏期間	感染期間	期間
インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	高熱、関節や筋肉痛み、咳、鼻水、のどの痛み	気道接触、飛沫	1～3日	発症後3～4日	発症から5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	気道飛沫	1～2週間	1～4週間	特有の咳が出なくなるまで、または5日間の適正な治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱、鼻汁、目やに、発疹	気道接触、飛沫	9～12日	発疹の出る前5日～出た後3、4日	解熱後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	38℃前後の発熱、発疹、リンパ節の腫れ	気道飛沫	2～3週間	発疹の出る前5日～出た後3、4日	すべての発疹が消えるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、耳の前下部の腫れと痛み（押すと痛み）	飛沫	2～3週間	耳下腺の腫れる前7日～腫れた後9日間	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹の発現から5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	発疹→水疱→かさぶた→軽い発熱	気道接触、飛沫	2～3週間	発疹の出る前1日～善発疹が痂皮化するまで	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	38～40℃の発熱、のどの痛み、目やに、結膜の充血	気道接触	5～7日	発病してから2～4週間	主な症状がなくなって2日を経過するまで
結核	発熱、咳、倦怠食欲低下	飛沫	様々	症状の程度、発病の種類により異なる	症状によって感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、けいれん	飛沫	2～4日		症状によって感染の恐れがないと認められるまで

新型コロナウイルス感染症・・・出席停止期間とその範囲（R5.5.8～）

感染した日＝発症日を0日とし5日間療養かつ症状軽快後1日経過まで